

令和8年度（債務）山元町住民情報系システム標準化対応業務委託

公募型プロポーザル

提案者評価基準

1 審査機関

技術点の審査及び評価については、山元町住民情報系システム標準化対応プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において実施する。

2 参加資格要件

参加資格要件

令和8年度（債務）山元町住民情報系システム標準化対応業務委託公募型プロポーザル実施要領「7 参加資格要件」に記載のとおり。

3 提案者評価基準

(1) 提案者の評価方法

優先交渉権者の決定は、次の各要件ア及びイに該当する者のうち、技術点と価格点の合計である評価得点が最も高い者とする。

ただし、最高得点者が2社以上あるときは、技術点のうち提案書評価、プレゼンテーション評価の順に得点を比較し、最高得点が最も高かった提案者を優先交渉権者とする。それでもなお同点である場合には、当該の者にくじを引かせて優先交渉権者を決定する。この場合において、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、プロポーザル執行事務に関係ない山元町職員にくじを引かせ、優先交渉権者を決定する。

ア 提案額が委託費上限額の制限の範囲内であること。

イ 技術点の評価で無効となっていないこと。

無効は以下のとおりとする。

ア 必須とする項目を満たしていない場合

イ 総得点が「0点」の場合

ウ 提出が必須とされた資料を未提出の場合

エ 技術点を評価するために提出された資料及び様式の内容に虚偽及び捏造が確認された場合

(2) 技術点及び価格点の得点配分

56,000点を満点とする。得点配分は、技術点を50,400点、価格点を5,600点とする。

技術点の評価項目（大項目）及び配点は、以下の通りとする。

No	評価項目（大項目）	配点
1	本業務に対する理解	2,800
2	機能要件	25,760
3	非機能要件	2,800
4	業務委託要件	7,840
5	追加提案	2,800
6	プレゼンテーション評価	8,400
7	価格点	5,600

4 技術点及び価格点の評価方法

(1) 技術点の評価は、「企画提案書」及びプレゼンテーション、ヒアリングによって行い、その評価基準は「5 評価基準」の定めるところによる。

(2) 技術点の評価は、評価項目のそれぞれにおいて審査委員会各委員の採点を合計したものとす。算定結果をもとに、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

(3) 提案内容に係る評価

【技術点の評価方法】

評価項目のそれぞれについて、審査委員会各委員が以下の5段階で評価する。

段階	評価基準	評点
①	劣っている	0%
②	やや劣っている	40%
③	要求水準を満たしている	60%
④	やや優れている	80%
⑤	特に優れている	100%

(4) 本町が要求する標準オプション機能（機能要件、帳票要件、連携要件）への対応可能性については、各業務システムパッケージにおける要件対応表の各要件に対する対応度（◎、○、×）の回答に基づき算出する。算出方法は、次に示す方法による。

「パッケージ対応度の技術点 = パッケージ対応度の満点 × {得点の合計 / (2 × 機能数)}」

対応度	内容	得点
◎	パッケージ標準機能として実装	2
○	パッケージ標準機能以外による実装（外付けプログラム等）	1
×	対応不可	0

なお、調達仕様書「別紙5 機能要件」及び「別紙6 帳票要件」にて示す類型①に当たる要件は本町において業務運用上必要な要件であるため、パッケージ標準機能として実装していない場合は代替案を記載することとしている。代替案については、それぞれ内容を評価の上、本町の要望を十分に満たすと判断した場合には、「○」として評価する。

- (5) 価格点は、その提案額に応じ、点数化する。点数化の方法は、次に示す方法による。
- 価格点＝満点の価格点×{1－(提案額／稼働後5ヵ年の運用保守を含む本町の予定価格*)} 算定結果をもとに、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。
- *導入費用及び稼働翌年度から5年間の運用保守費用を含む(ただしガバメントクラウド利用料は除く)

5 評価基準

別紙10「評価項目、評価基準及び配点表」のとおりとする。